

南明治 区画整理ニュース

まち・ひと・ゆめづくり

vol.39

平成25年6月

南吉モニュメントイメージ図



19回生入学記念写真
昭和13年5月25日 左端南吉



(この窓内に写真、書を展示します)



さて僕は女学校の先生です。何だかヌクヌクシア歩いてゐる。この間まで感じてゐたあの運命的な素寒食——あれはどうしたといふのだらう。かうあつさり人間は一つの運命から他の全然異つた運命に住みかへられるものか。

昭和13年3月9日の日記より



入学式には「新美正八です。尺八ではありませぬ」正八と云う名前は何だかおじいさんのように思ふかも知れませんが、僕はこのとおり、若くてハンサムです」と、ユーモアを交えて自己紹介されました。
白皙瘦身の先生はその頃珍しく若い教師であつた為か、生徒たちには大変人気があつた。

19回生の思い出より

出典：安城市教育委員会「安城の新美南吉」

今年7月30日に、安城市ゆかりの童話作家新美南吉が生誕百年を迎えます。南吉が歩いた街角にモニュメントを設置し、安城のまちを歩くと「南吉の世界」を感じることができるようなまちづくりを進めています。



南吉生誕百年記念事業の主なスケジュール

新美南吉生誕百年祭

- と き / 7月27日(土)～30日(火)
- と ころ / 中心市街地交流広場ほか
- 内 容 / でむし詩碑移設除幕、南吉モニュメント除幕、きーぼー市場(夜市)など

特別原画展「ごんぎつねの世界」

- と き / 8月7日(水)～18日(日)
- と ころ / 市民ギャラリー
- 内 容 / 南吉童話絵本の原画と新美南吉絵本大賞の入賞作品を展示

今号の内容

- 南吉生誕百年記念事業の主なスケジュール
- 安城南明治第一土地区画整理審議会委員が決定
- まちづくり協議会・まちづくり実行委員会の活動報告
- 平成25年度工事予定箇所
- 老朽住宅除却希望者募集
- 仮住居体験記
- 中心市街地拠点整備の募集要項の公表
- 固定資産税・都市計画税の仮換地課税を実施

安城南明治第一土地区画整理審議会委員が決定

平成25年6月2日(日)に安城南明治第一土地区画整理審議会委員選挙が行われ、下記の方々が当選しました。投票率は36.1%でした。

審議会は選挙により選出された委員8名に、市長が選任した学識経験者2名を加えた10名で構成され、権利者の適正な意見を事業に反映させるとともに、事業が民主的かつ公平に運営されるよう皆様の代表としてご尽力いただくこととなります。

宅地所有者からの委員 定数7名(得票順)

野村 俊昭	(花ノ木町)	29票(当選)
緑不動産株式会社	(末広町)	23票(当選)
大見 賢治	(花ノ木町)	21票(当選)
杉浦 洋司	(末広町)	21票(当選)
稲垣 邦弘	(花ノ木町)	15票(当選)
浅井 勝	(末広町)	13票(当選)
大見 鈺郎	(新田町)	5票(当選)
大河内 基成	(御幸本町)	3票

借地権者からの委員 定数1名

鳥居 保 | (花ノ木町) | (無投票)

学識経験委員 2名

浅谷 守
横山 信之

<敬称略>

南明治第一地区

末広地区・花ノ木まちづくり協議会活動

安城南明治第一地区41街区街なみづくり協定を締結しました

- 平成24年12月3日、41街区で長年検討を重ねてきた「安城南明治第一地区41街区街なみづくり協定書」が合意締結されました。
- 41街区では、「住宅地としての環境を高度に維持増進するとともに、明るさに満ちあふれ皆が穏やかに住まえる街なみを創ること」を目的にしています。
- 協定書には建物の高さの制限や性風俗関連特殊営業の排除などが盛り込まれています。



41街区協定書の最終確認作業

安城南明治第一地区1、5、6街区も街なみづくりルールの検討を継続しています

- 1、5、6街区も街なみづくりルールの検討を重ねています。
- 街なみづくりについてのアンケートを実施した結果によれば、「低層ゾーンの街なみづくりルール」の具体化については難色を示されていますが、それ以外の点ではルールの内容によって協定化が可能な面もあるようです。



平成25年3月26日

1、5、6街区街なみづくりルール検討部会

計画的集団移転等勉強会を開催しました

- センターゾーン共同化事業準備組合から、進捗状況の報告と、事業推進のため、建物移転への協力などのお願がありました。
- 集団移転は周辺地域の整備推進に貢献するという点で公益性が高く、是非実施すべき手法です。
- 実施に当たっては、ご近所の相互理解と協力が欠かせません。



平成25年3月6日
計画的集団移転等勉強会

集団移転のポイント

- ご近所で時期を合わせて集団移転を行うことにより必要経費を節約しましょう
- 建物は経年劣化していくため、できるだけ早く移転することが望ましい
- 仮住居の省エネ性能・光熱費軽減を体感しましょう
- 周辺地域の整備推進に貢献しましょう

末広

第6回
全体集会



平成25年3月11日

花ノ木

第11回
全体会



平成25年3月13日

末広地区まちづくり協議会第6回全体集会 花ノ木まちづくり協議会第11回全体会 を開催しました

- 市長は、あいさつの中で集団移転、中断移転の取り組みが不可欠であるとの考えを述べました。
- 協議会の活動、活動予定、市への協定書締結報告と周知要請、役員・委員の各議案について満場異議なく承認されました。
- 市から今後3か年の工事予定等について説明がありました。

南明治第二地区

まちづくり実行委員会活動

安城市長に「安城南明治第二地区街なみづくり協定書」の締結報告を行いました

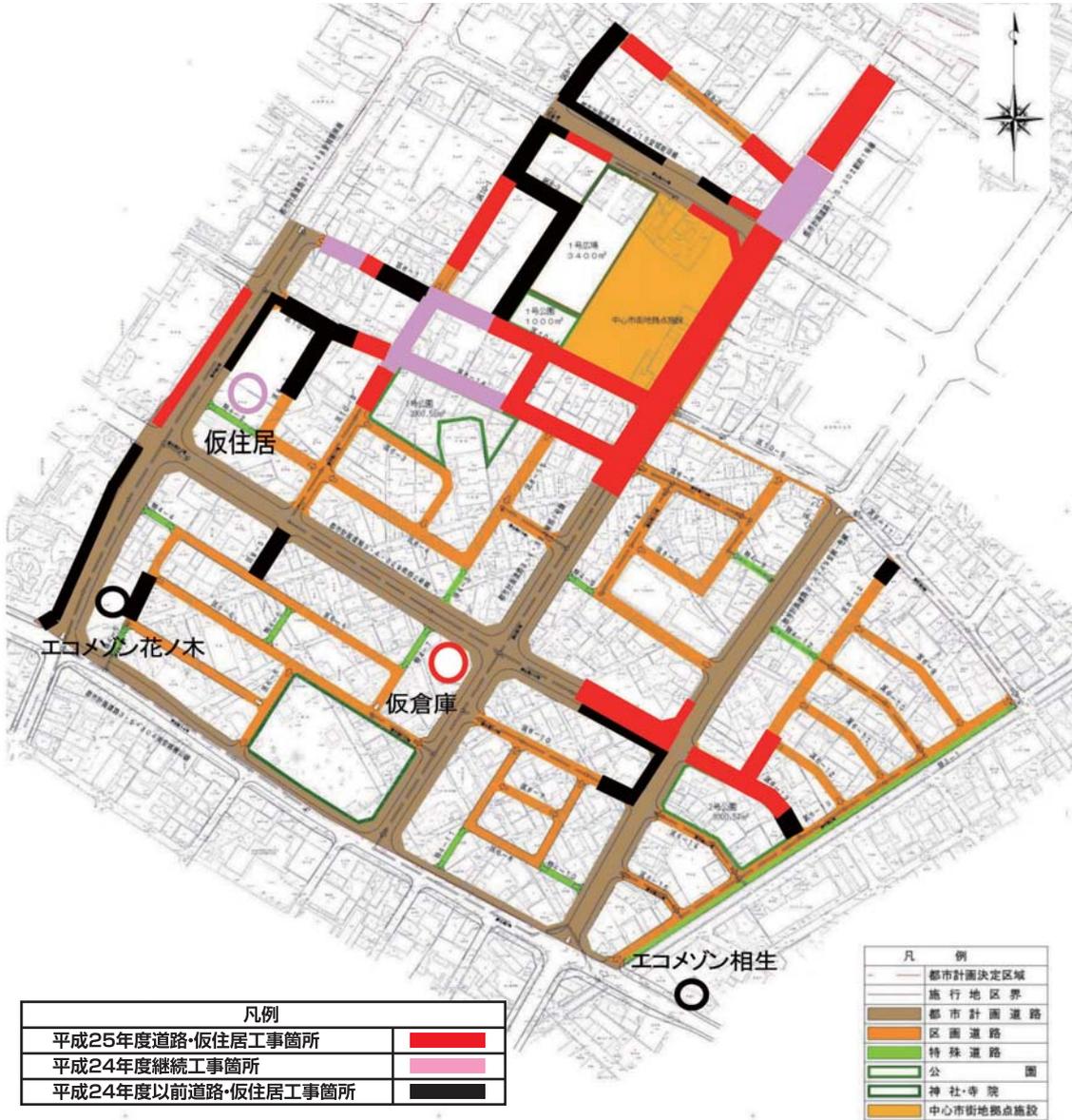


平成24年12月12日

- 安城南明治第二地区まちづくり実行委員会は平成24年10月1日に締結した「安城南明治第二地区街なみづくり協定書」について、安城市長に報告を行いました。
- 合わせて、街なみづくり協定書の周知や継承など、まちづくり実現のための支援について要望書も提出しました。

平成25年度工事予定箇所のお知らせ

平成25年度、下記のとおり道路・仮倉庫建設等の工事を予定しています。工事中は交通規制、騒音振動等で地域の皆様方には大変ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。



空家等で老朽住宅の早期除却を希望する方はご相談ください

市は、土地区画整理事業と併せて老朽住宅の除却を進めています。老朽住宅に該当するかどうか、南明治都市整備事務所へご相談ください。

老朽住宅とは 屋根や外壁の材料や、接している道路等、さまざまな条件によって変わってきます。

代表的な判断基準

住宅の基本構造	建築された年
木造	平成2年以前
鉄骨造等(厚さ4mmまで)	昭和61年以前
鉄骨造等(厚さ4mmを越える)	昭和57年以前
鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造	昭和48年以前

仮住居体験記

土地区画整理事業の移転に伴い、仮住居として「エコメゾン花ノ木」に入居している鳥居保さんに、現在の生活の様子を伺いました。



仮住居入居第1号の鳥居さん

仮住居の住み心地は？

純和風の家から洋風の集合住宅の家に移って慣れるまで1、2か月大変でした。交差点の近くでするので騒音・振動が気になるかと思いましたが、以前の家より静かです。倉庫が別にあるのはとてもいいですね。季節外のもの、本をたくさん入れることができ便利です。2階も3部屋あるので、兄弟や子どもたちが泊まっています。仮住居でもこのまま生活できるような住み心地ですね。

仮住居の生活で不便に感じることはありますか？

壁に穴を開けるわけにいかないため、時計や壁飾りをつけることができないこと、軒先がないため、洗濯物を干して雨降ると帰って来なければいけないことが不便ですね。ほかに、お風呂の追い焚きができないので、一人入ると足し湯しなければいけません。

当初は、自転車置場がありませんでしたが、自転車置場と駐車場ができて快適です。



2階の1室は
町内会事務所
として使用



エコメゾン花ノ木

太陽光発電、エコキュート、IHクッキングヒーターがついていますが光熱費に変化は？

電気代が太陽光発電でまかなえることに驚きました。エコキュートや太陽光発電がついているので電気代は節約できます。IHも使いやすく、30分たつと保温にしているでもスイッチが切れるので安心です。



雨水タンクの水で
植木に散水できます

新しく家を建てる時に仮住居の生活で参考にしたことは？

新しい家は、オール電化にしました。太陽光発電は若い人たちがつけるのであれば、償却できるのでとてもいいと思います。2階のベランダに温室のような物干場をつくりたいですね。

これから仮住居に引越される皆さんにアドバイスをお願いします

近所の顔見知りの人3軒がほぼ同時期に引越しました。2軒でも3軒でもできるだけ隣同士一緒に動いたほうが、気心が知れているため、助け合いながら生活できてスムーズにいきますよ。



中心市街地拠点整備事業の募集要項を公表

中心市街地拠点整備事業の事業者を選定するため、5月9日に募集要項等を公表しました。内容等につきましては、市公式ウェブサイト(<http://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/machidukuri/kasseikayouti/bosyuuyoukoukouhyou.html>)をご覧ください。

拠点施設の開業は、平成29年6月頃を予定しています。

今後のスケジュール

- 平成25年9月………提案書類の提出期限(募集締切)
- 平成25年12月………事業者選定
- 平成26年3月………事業契約締結
- 平成26~29年度………設計・工事

平成27年度から固定資産税・都市計画税の仮換地課税を実施

平成27年度から、土地区画整理事業を実施している区域において、利用の実態に即した公平で分かりやすい課税を行うために、使用収益が開始された土地について、仮換地課税を実施します。

仮換地課税とは

使用収益が開始された仮換地の状況(面積、利用形態等)により課税することをいいます。

使用収益の開始とは

街区の完成または仮換地が使用可能な状況にある土地で、「使用収益の開始通知」(「仮換地指定通知」ではありません。)により土地の使用が認められた状態をいいます。

- 仮換地課税について：資産税課土地係へ (0566) 71-2256 (ダイヤルイン)
- 使用収益の開始について：南明治都市整備事務所へ

問い合わせ先

◆安城南明治土地区画整理事業に関すること

南明治都市整備事務所

〒446-0038 安城市末広町6番1号 NTT安城ビル内
TEL (0566) 71-3751
FAX (0566) 71-3752

◆中心市街地拠点整備(更生病院跡地)に関すること

安城市役所 南明治整備課 拠点整備室(北庁舎3階)

〒446-8501 安城市桜町18番23号
TEL (0566) 76-1111 (代表)
(0566) 71-2245 (ダイヤルイン)
FAX (0566) 76-0066

E-mail : shigaichi@city.anjo.aichi.jp

URL : <http://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/machidukuri/kukakuseiri/minamimeiji/index.html>

